

技術・経営力発展保証「スター」は、技術力、経営力が評価される中小企業・小規模事業者の皆さまの保証料率を軽減し、更なる事業の発展を支援する保証です。

対象となる方	次のいずれかに該当する方 ①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」による評価を受け、その総合評価(全体評価)が2(フラット)以上であること ②(公財)兵庫県勤労福祉協会(ひょうご仕事と生活センター)より、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」に認定されていること ③日本健康会議から「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けていること ④次の何れかの事業継続計画(以下「BCP」という。)を策定していること ア 中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に準じたもの。 ただし、同指針のうち、対象は基本、中級、上級コースとする(入門コースは対象外)。 イ 兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ウ 「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP ⑤兵庫県(神戸市内の企業は兵庫県と神戸市)より「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」に基づく認定を受けていること																																	
資金使途	運転資金および設備資金																																	
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																	
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																																	
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																	
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります)																																	
貸付利率	金融機関所定利率																																	
担保	必要に応じて提供していただきます。																																	
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																	
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任共有</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.30%</td> <td>1.10%</td> <td>0.92%</td> <td>0.77%</td> <td>0.61%</td> <td>0.45%</td> <td>0.31%</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">0.92%</td> </tr> </tbody> </table> (注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	保証料率	貸借対照表なし	0.92%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																								
責任共有	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%																								
保証料率	貸借対照表なし	0.92%																																
保証割合	責任共有制度対象																																	
必要書類	対象となる方①：技術・経営力評価報告書(写し) ※評価報告書の発行日から1年以内のもの 対象となる方②：ひょうご仕事と生活の調和推進企業の認定証(写し) ※認定証の発行日から3年以内のもの 対象となる方③：健康経営優良法人の認定証(写し) ※有効期間は、認定証発行日の翌年度の末日(3月31日)まで 対象となる方④：・事業継続計画書(写し) ・自己診断チェックリスト(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCPおよびレジリエンス認証BCPの場合は不要) ・推薦書(兵庫県中小企業団体中央会推薦BCPの場合) ・レジリエンス認証・登録証(写し)(レジリエンス認証BCPの場合) 対象となる方⑤：・「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度」の認定証(写し) ※有効期間は、認定の日から3年後の月に属する末日まで																																	
その他注意事項	①兵庫県融資制度の利用が可能です(別に保証料率割引や保証料補助等が適用される融資制度を除く)。 ②既存の「スター」のみ借換が可能です。																																	

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。